

Title	破産者が取得した個人情報の管理に関する破産管財人の義務： 最判平成18年12月21日を手掛かりにして
Sub Title	Bankruptcy trustee's duty to personal information which have been acquired by bankruptcy : based on the supreme court of Japan, December 21, 2006
Author	吉田, 和雅(Yoshida, Kazumasa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.33 (2015. 10) ,p.17- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：法曹リカレント教育
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20151023-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

破産者が取得した個人情報の管理に関する 破産管財人の義務

——最判平成 18 年 12 月 21 日を手掛かりにして——

吉 田 和 雅

1. はじめに
2. 最判平成 18 年の概要とその枠組みの理解
3. 破産者が負う実体法上の義務の破産管財人への承継についての検討
4. 個人情報管理義務についての検討
5. 実務上個人情報管理義務が問題となり得る場面
6. 結語

1. はじめに

(1) 問題提起

今日においては、インターネット上で一般消費者向けに通信販売を行う場合など、事業者が事業活動を営む上で大量の個人情報を取得し、保有するケースが多く存在する¹⁾。

しかしながら、そのような事業者について、個人情報を保有したまま破産手続が開始した場合、破産管財人は個人情報を提供した者との関係において個人

1) 本稿では、情報の保管・管理そのものを事業として営んでいる事業者（たとえば、クラウドサービスを提供する事業者）ではなく、事業活動に付随して個人情報を取得し、管理している事業者（たとえば、インターネット通販事業者が顧客の住所、氏名、メールアドレス等を取得する場合）を前提とする。

情報を管理する義務を負うのか、負うとした場合にどのような内容なのか（たとえば、個人情報の管理にコストがかかり破産債権者への配当が減少するというような場合でも、個人情報の管理を行わなければならないのか）、かかる義務に違反した場合に破産管財人は善管注意義務違反の責めまで負うのか等の問題が生じるところ、これらの問題についてはあまり論じられていない²⁾。

そこで、本稿では、次に述べるとおり最高裁平成 18 年 12 月 21 日判決（民集 60 巻 10 号 3964 頁。以下「最判平成 18 年」という）を手掛かりに上記の問題について試論を展開することにより、破産管財人による破産者が保有していた個人情報の管理について議論がなされる端緒を作ることを試みたい。

(2) 検討の方法

最判平成 18 年は周知のとおり破産管財人による破産者の実体法上の義務の承継と、破産管財人の善管注意義務の解釈に一石を投じた重要判例である。その概要については後述するが、同判例は、ごく簡潔に述べてしまうと、担保権設定の合意に基づき破産者が負っていた担保価値維持義務が破産管財人に承継されるか、承継されるとして同義務違反が認められるか、同義務違反が認められるとして破産管財人自身の善管注意義務違反まで認められるかが問題となった事案であるところ、破産者が、顧客等の個人から個人情報を適切に管理することを約した上でこれを取得して、保管管理していた場合についても類似の問題が生じうる。

2) 破産管財人の個人情報保護義務について論じたものとして、上野保「企業倒産時における個人情報保護——その実情と個人情報保護法施行下の実務」商事法務編『再生・再編事例集 4 事業再生の思想——主題と変奏』（2005 年）246 頁。なお、同論稿は、破産管財人への個人情報保護法の適用について、個人情報取扱事業者は、「個人情報データベース等」（個人情報保護法 2 条 2 項）を事業の用に供している者であるところ（同 3 項）、破産管財人の主な業務は、財産調査、換価処分、弁済・配当等であり、この業務のために個人情報データベース等を利用しているわけではないとして、破産管財人は「個人情報取扱事業者」にあらず、原則として個人情報保護法の適用はないと論じている。もっとも、裁判所の許可を得て営業を継続して、換価処分の一環として個人情報データベースも含め事業譲渡する場合は個人情報取扱事業者にあたりうるのではないかと示唆する。

即ち、事業者がその事業活動に必要であるとして個人情報を取得する場合には、個人情報を提供しようとする者にプライバシーポリシーなどを示して、提供された個人情報を個人情報保護法や各種ガイドラインに則って適切に取り扱うことを約することが一般的である。具体的には、個人情報へのアクセスの管理（たとえば、アクセス権限者の限定）、アクセス状況の監視体制（たとえば、アクセスログの長期保存）、パスワードの定期的変更、入退室管理等の実施や、個人情報の持出し手段の制限（外部記録媒体へ記録することの禁止、社内と社外との間の電子メールの監視等）、外部からの不正アクセスの防止のための措置（ファイアウォールの設置等）といった技術的保護措置や、従業員の監督、個人情報管理責任者の設置、個人情報の安全管理に関する内部規程・マニュアルの遵守の状況の監査、従業員に対する教育研修などの組織的保護措置を講じて、適切に個人情報を管理する旨が合意される。このような場合には、当該事業者は、個人情報を提供する者との間で、合意に基づいて個人情報を適切に管理すべく前記の各措置を講じる義務を負うと考えられる（以下、かかる合意の下に個人情報を提供した者を「個人情報提供者」といい、かかる合意に従って事業者が負う個人情報を管理する義務を「個人情報管理義務」という）。そこで、当該事業者が破産した場合には、かかる合意に基づく個人情報管理義務を破産管財人が承継するのか、その前提として、そもそも破産者が負う実体法上の義務の破産管財人への承継についてどのように考えるのが問題となる。

また、仮に個人情報管理義務を承継とした場合、破産管財人がどのような場合に同義務に違反することになるか（いわば個人情報管理義務の内容）が問題となり、この問題点については、立場の異なる利害関係人（個人情報提供者と他の破産債権者、財団債権者等）間の利益調整が問題となるところ、最判平成18年においても、担保価値維持義務に違反するか否かの判断の際に別除権者たる質権者と破産債権者との利益調整が考慮された上で義務違反の有無が検討されているように思われる³⁾。

さらに、個人情報管理義務に違反した場合には、破産管財人としての善管注意義務違反に問われるのかも問題となる。

このように、破産管財人の個人情報管理義務の検討については、最判平成 18 年判決と共通の問題点が生じうるという点に着目し、本稿では、あくまで同判例の考え方をベースにした場合に、個人情報管理義務についてはどのように考えられるのかという形で試論を展開したい。

2. 最判平成 18 年の概要とその枠組みの理解

(1) 事案の概要

最判平成 18 年の事案の概要は以下のとおりである。

A 社は、B 社から事務所等を賃借し、6050 万余円の敷金を差し入れ、うち 6000 万円につき、C 銀行ら合計 5 行の債権を担保するために、当該敷金の返還請求権に質権を設定していた。その後、A 社は破産し、破産管財人 Y は、裁判所の許可を得た上で、前記賃貸借契約を順次合意解除し、その際に、前記敷金のうち 6043 万余円を未払い賃料、共益費、原状回復費等の債権に充当する旨を B 社と合意した。なお、A 社の破産財団には、前記合意解除がなされた当時、前記未払い賃料等を支払うに足る多額の銀行預金が存在した。本件は、C 銀行の質権を譲り受けた質権者 E 社から債権回収の委託を受けた債権管理回収会社 X が、破産管財人 Y に対して、破産管財人の善管注意義務違反による損害賠償又は不当利得返還を求めた事案である。

本事案について、最判平成 18 年は、後述(2)以下のとおり、破産管財人は質権設定者である破産者の地位を承継するものであり、質権設定者の負ういわゆる担保価値維持義務を承継するとしてその義務違反を認め、質権者の不当利得返還請求を認める一方、破産管財人の善管注意義務違反についてはこれを否定した。

3) 担保価値維持義務（別除権者の利益）と破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務（破産債権者の利益）との調整が考慮されていると考えられるが、この点については後述の 3(2)参照。

(2) 実体法上の担保価値維持義務の承継について

最判平成 18 年は、質権設定者の負う担保価値維持義務が破産管財人に「承継されないと解すべき法律上の根拠もない」という消極的な理由で担保価値維持義務が承継されるとし、特に積極的な理由づけはなされていない。

しかしながら、担保価値維持義務の承継についての実質的な根拠は、破産手続開始前に破産者と法律関係を有していた者は、相手方の破産という自己と無関係な事由によって自己の地位が不利益に変更されるのは不当であり、自己の主張できた事由は破産管財人に対しても主張できるべきであるという考えから破産管財人が有するとされる破産者の一般承継人としての地位にあると考えられる⁴⁾。

次に、担保価値維持義務が承継されるとして、破産管財人は、破産者が負っていたのと全く同じ内容の義務をそのまま承継するのかについては、そのまま承継すると解すべき必然性はなく別途検討を要すると考えるが、この点については(5)で後述する。

(3) 担保価値維持義務違反の判断について

最判平成 18 年は、破産管財人は、「正当な理由に基づくことなく未払債務を生じさせて本件敷金返還請求権の発生を阻害してはならない義務を負っていた」ところ、「賃貸人において原状回復を行ってその費用を返還すべき敷金から控除することも広く行われているものであって、敷金返還請求権に質権の設定を受けた質権者も、これを予定していた上で担保価値を把握しているものと考えられるから、その敷金をもってその支払に当てることも、正当な理由がある」とする一方、破産財団に賃料等を支払うのに十分な銀行預金が存在しており、現実にこれを支払うことに支障がなかったにもかかわらず、これを現実に支払わないで敷金をもって充当する旨の合意をし、敷金返還請求権の発生を阻害したときは、特段の事情がない限り義務違反になるとした。

4) 中井康之「破産管財人の善管注意義務」金融法務事情 1811 号（2007 年）37 頁。

(4) 破産管財人の善管注意義務について

最判平成 18 年は、「破産管財人は、職務を執行するに当たり、総債権者の公平な満足を実現するため、善良な管理者の注意をもって、破産財団をめぐる利害関係を調整しながら適切に配当の基礎となる破産財団を形成すべき義務を負うものである……。そして、この善管注意義務違反に係る責任は、破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意義務に違反した場合に生ずると解するのが相当である。この見地からみると、本件行為が質権者に対する義務に違反することになるのは、本件行為によって破産財団の減少を防ぐことに正当な理由があるとは認められないからであるが、正当な理由があるか否かは、破産債権者のために破産財団の減少を防ぐという破産管財人の職務上の義務と質権設定者が質権者に対して負う義務との関係をどのように解するかによって結論の異なり得る問題であって、この点について論ずる学説や判例も乏しかったことや、被上告人が本件行為……につき破産裁判所の許可を得ていることを考慮すると、被上告人が、質権者に対する義務に違反するものではないと考えて本件行為を行ったとしても、このことをもって破産管財人が善管注意義務違反の責任を負うということとはできないというべきである。」と判示して、善管注意義務違反を否定した。

さらに、破産管財人の善管注意義務については、才口千晴最高裁判事（当時）が、その補足意見において、「破産管財人は、第 1 次的には破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務を負うのであるが、他方で、破産者の実体法上の権利義務を承継する者として、利害関係人との間の法律関係を適切に整理・調整すべき義務を負っている」ところ、「本件は、相反する義務のいずれを優先させるかという困難かつ微妙な判断の当否が問われたものであるところ、条件付債権に対する質権の効力について論ずる学説や判例も乏しく、また、このような質権の破産手続上の取扱いについて法的な整備もなされていないことや、破産管財人は、本件行為につき破産裁判所の許可を求めており、破産裁判所がこれを許可していること等の事情を考慮すれば、破産管財人の上記行為を善管注意義務に違反する行為であるとまでは評価できない」と善

管注意義務違反の判断について敷衍されている。

(5) 担保価値維持義務違反と善管注意義務違反との関係

最判平成 18 年では、担保価値維持義務違反であっても善管注意義務違反とまでは評価できないというように二段階の判断が行われていることから、少なくとも両者が同一内容の義務とは解されていない⁵⁾ ことはうかがえるものの、両者の関係は明確にされていない。

しかしながら、この点については、以下のように考えられるのではないだろうか。

即ち、破産管財人は破産者の一般承継人であり、破産者の実体法上の権利義務を承継すると考えられるが、破産管財人の地位は破産者の一般承継人ということのみをもって説明し尽くされるものではない⁶⁾。最判平成 18 年が示すように、破産管財人は、その職務を遂行するにあたって、「破産者の実体法上の権利義務を承継する者として、利害関係人との間の法律関係を適切に整理・調整すべき義務」のみならず、「第 1 次的には破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務を負う」ところ、そのような相反する義務の調整・履行について「破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意」を尽くすべき職務上の義務を負う地位にあるのである。そして、破産管財人の職務の遂行に際しては、上記の両義務の衝突を含め、多くの利害関係を調整することが不可避免的に求められ、相当な困難を伴うことから、これに対応

5) 谷口安史『最高裁判所判例解説民事篇平成 18 年度（下）』1378 頁。

6) 破産管財人の立場については、一般承継人としての立場のほか、総債権者の利益を図るための独立の機関であることに基づく立場があると考えられる（谷口・前掲注 5）最高裁判調査官解説 1370 頁、斎藤秀夫ほか編『注解破産法〔第 3 版〕下』（青林書院、1999 年）287 頁〔安藤一郎〕、瀬川卓男「破産管財人の第三者的地位」園尾隆司ほか編『新・裁判実務体系 10 破産法』（青林書院、2000 年）70 頁ほか。なお、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 3 版〕』（有斐閣、2014 年）326 頁は、破産管財人の地位を一般承継人としての地位のほか、破産債権者の利益代表者としての地位、破産法その他の法律によって与えられた特別の地位に分類している）。

できるよう一定の相当な範囲で裁量が認められていると考えられる⁷⁾。とりわけ学説や判例が固まっていない分野について破産管財人の注意義務を重く見ることは妥当でない⁸⁾。承継した義務の具体的内容をどのように判断し（担保価値維持義務と破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務のどちらをどの程度優先するかを判断し）、その判断に従ってどのように履行するのか（又は、破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務を優先してそもそも履行をしないのか）については正に学説や判例が固まっていない分野であり、破産管財人に広範な裁量が認められるのである。そして、それでもなおその裁量を逸脱したといえる場合には、注意義務に違反したとして、破産管財人個人が損害賠償責任を負うことになるのである。最判平成 18 年もこのような破産管財人の裁量を考慮したために、善管注意義務違反を否定する根拠の一つとして「本件は、相反する義務のいずれを優先させるかという困難かつ微妙な判断の当否が問われたものであるところ、条件付債権に対する質権の効力について論ずる学説や判例も乏し」だったことを挙げていると思われる⁹⁾。

とすれば、担保価値維持義務違反は、質権設定の合意の相手方である質権者との関係で、破産者から承継した義務（もっとも、後述 3(2)のとおり、破産者が負っていた義務と破産管財人が負う義務が同一であると解すべき必然性はなく、義務の内容については別途検討を要する）に違反しているか否かという問題であり、善管注意義務違反は、破産管財人がその職務を遂行する際に、前記の破産者から承継した義務の具体的内容の判断とその判断に従った履行について、破産管財人に任されていた裁量を逸脱したか否かという問題であると考えられよう¹⁰⁾。

7) 中井・前掲注 4) 論文 41 頁。深山雅也「破産管財人の重疊的義務の再認識」NBL851 号（2007 年）62 頁参照。

8) 斎藤秀夫ほか編『注解破産法〔第 3 版〕下』（青林書院、1999 年）314 頁〔安藤一郎〕とその引用文献参照。

9) 林道晴「破産した質借人の破産管財人が質貸人との間でした破産宣告後の未払質料等を敷金に充当する合意をしたことによる、破産管財人の敷金返還請求権の質権者に対する損害賠償義務及び不当利得返還義務の成否」金融・商事判例 1268 号（2007 年）10 頁。

3. 破産者が負う実体法上の義務の破産管財人への承継についての検討

(1) 実体法上の義務の承継について

破産者の義務に対応する相手方の請求権が「財産上の請求権」（破産法2条5号）であり、破産債権に該当するのであれば、破産管財人の義務は破産手続による変容を受け、破産配当を実施する義務に変わる¹¹⁾ことになる。

では、破産配当を実施するという形での手続的変容を受ける以外の実体法上の義務については、どのように考えられるのであろうか。

この点、①実体法上の義務の承継については、（承継を一律に否定するものかは明らかでないものの）、破産法上破産管財人に破産者や債権者とは独立した法主体性が認められることに着目して消極的に解する見解がある¹²⁾。この見解は、担保価値維持義務を、破産清算業務を行うに際して別除権者の優先的な地位を尊重するという破産法上の要請から破産管財人に独自に課される義務と位置づける¹³⁾。

また、別の考え方として、②実体法上の義務が承継されるか否かは、当該義務の内実や破産管財人の職務に照らして相対的に決せられるべきであるという

10) 中井・前掲注4) 論文41頁は、担保価値維持義務違反を、実体法上の優先権を持つ質権者との関係で破産者から承継した義務違反の存否を検討し、善管注意義務違反を、破産債権者や財団債権者その他の利害関係人も含めた倒産法全体の秩序に照らして義務違反の存否を検討するものと捉える。なお、担保価値維持義務違反では客観的義務違反（違法性）を、善管注意義務違反では破産管財人の過失ないし帰責性を検討し、破産管財人の不法行為責任における注意義務違反と過失、若しくは、債務不履行責任における義務違反と帰責性と同様の構成をしたという考え方もありうるが（土岐敦「破産管財人の行為規範」NBL851号（2007年）42頁参照）、中井・前掲注4) 論文は、担保価値維持義務違反が直ちに善管注意義務違反になるものではないから、善管注意義務違反が破産管財人の主観的事情のみの問題と考えるのは適切でないとする。

11) 伊藤眞「破産管財人等の職務と地位」事業再生と債権管理119号（2008年）7頁。

12) 林・前掲注9) 論文11頁、服部敬「違和感の残る判決」NBL851号（2007年）50頁、深山雅也「破産管財人の重疊的義務の再認識」NBL851号（2007年）62頁。

13) 最判平成18年の原審判決に関する田頭章一「判例評釈」判時1897号（2005年）185頁、林・前掲注9) 論文11頁、服部敬「違和感の残る判決」NBL851号（2007年）50頁参照。

見解がある¹⁴⁾。この見解は、たとえば、使用者である破産者と従業員との間の労働契約に基づく労働時間に関する情報開示義務については、破産管財人はその職務において使用者性を引き継ぐ存在ではないこと、信義則上の付随的義務に過ぎない（労働契約の本質的義務ではない）ことから、かかる義務は破産管財人に承継されないとする。担保価値維持義務については、担保権が破産手続上別除権としてその実行が保障されていること、したがって管財人は管財業務の遂行に際して少なくともそのような別除権の実行を尊重することが求められることからすれば、破産管財人に承継されると考えることになるうか。

もう一つの考え方としては、③実体法上の義務の承継について積極的に解する見解がある。この見解は、破産配当を実施するという手続的変容を受ける以外の実体法上の義務について破産管財人が履行の責任を負うことは当然であると考えられるとし、担保価値維持義務については、上記のような手続的変容を受けるべき理由はない以上、破産管財人がそれを履行する義務を負うとする¹⁵⁾。

実体法上の義務の承継についての考え方は概ね以上のように分類できるが、本稿のベースとする最判平成 18 年は、質権設定者の負う担保価値維持義務が破産管財人に「承継されないと解すべき法律上の根拠もない」という消極的な理由で担保価値維持義務が承継されるとして、消極的な理由しか示していないことからすると、破産管財人は原則として破産者が負担していた実体法上の義務を承継するのであり、法律上根拠づけられる特別の事情がない限り、実体法上の義務の承継は否定されないと考えているように思われ¹⁶⁾、上記の各見解のうちの③の見解によっていると考えられる^{17) 18)}。

14) 岡伸浩「破産管財人の情報提供努力義務」「倒産と労働」実務研究会編『詳説倒産と労働』（商事法務、2013 年）111 頁。

15) 伊藤眞「破産管財人等の職務と地位」事業再生と債権管理 119 号（2008 年）7 頁。なお、同論文は、最判平成 18 年について「判旨の説示が妥当でないかと考えられる」とするものの、「『承継』という表現自体は別として」と断っている。

16) このような解釈に対し、三森仁「最高裁判決の射程如何」NBL851 号（2007 年）55 頁は、「担保価値維持義務といった作為・不作為義務一般について、破産手続開始に伴い破産管財人に承継されるものと判示したものではないことに留意しなければならない」とする。

(2) 承継した実体法上の義務の内容について

もっとも、実体法上の義務を承継するとしても、破産管財人は破産者と同じ内容の義務を負うと解する必然性はない。前掲最判平成 18 年の最高裁調査官解説も、『『正当な理由』の判断においては、破産宣告前に破産者が負っていた担保価値維持義務と同一に解する必然性はなく、当然に、破産手続が開始されたことを考慮すべきものと考えられ、本判決もこれを前提としている。』と述べており¹⁹⁾、その承継する義務の内容については別途検討を要する。

即ち、後述するとおり、破産者が負っていた実体法上の義務は、破産手続が開始することによってその内容が変容して破産管財人に承継されると考えられるのであり、別途その内容を明らかにするための検討が必要となるのである。

このような破産手続の開始による実体法上の権利義務の変容に関しては、既に中島弘雅教授が倒産手続開始後の使用者に従来の労働法がそのまま適用されるかという局面においてではあるが、「債務者が倒産手続に入ると、債務者がそれまで形成してきた実体的法律関係は何らかの形で整理されるが、その場合に適用されるのは、従来の『平時実体法』ではなく、『戦時実体法』とでもいふべき『倒産実体法』であり、「倒産手続開始により債務者に適用されるべき実体法が『倒産法的変容』を受ける」²⁰⁾と示唆されているところである。かかる実体法の倒産法的変容は、倒産手続の目的、即ち、利害関係人間の権

17) 実体法上の義務を承継する根拠については、破産管財人の一般承継人としての地位に求められると考えられるが（中井・前掲注 4）論文 37 頁）、その理論的根拠についてはより詳細な検討を要するようにも思われる。

18) 私見としては、実体法上の義務の承継については懐疑的に考えているものの、本稿の最判平成 18 年を手掛かりに（同判例の見解を前提に）するという性質上、承継するとの見解の当否には、ここでは、踏み込まない。

19) 谷口・前掲注 5）最高裁調査官解説 1378 頁。

20) 中島弘雅「JAL の会社更生と整理解雇問題」金融・商事判例 1358 号（2011 年）1 頁。
なお、再建型倒産手続における整理解雇法理の倒産法的変容の必要性について検討した論稿として上江州純子＝中島弘雅「再建型倒産手続と整理解雇法理(1)（2・完）——日本航空整理解雇事件判決を手掛かりとして——」慶應法学 26 号（2013 年）73 頁及び同 28 号（2014 年）1 頁以下。

利・法律関係を集团的に調整し、もって総債権者の公平かつ最大限の満足を目指すという目的から導くことができるが、そうした実体法の「倒産法的変容」に伴い実体法上の義務も変容すると考えられる。たとえば、株式会社について民事再生手続が開始した場合についてみると、開始前には同社の取締役は株主利益の最大化を履行基準として善管注意義務ないし忠実義務を負っていたが、開始後は、かかる善管注意義務ないし忠実義務の具体的内容が再生債務者の負う公平誠実義務を履行させるという内容に事実上変容すると考えられるのである²¹⁾。

それでは実体法上の義務のいわば「破産法的変容」についてはどのように考えられるであろうか、以下検討する。

破産管財人の地位をどのように位置づけるかについては諸説あるところであるが、破産財団の代表機関、管理機構又は受託者として²²⁾、債権の公平な満足を実現すべく破産債権者の利益を代表して破産財団の管理処分を行う立場にあるのであるから、破産者が負っていた実体法上の義務と同様の義務を当然に負っていると考えるべきではない²³⁾。他の利害関係人との間の法律関係を適切に整理・調整すべき要請や破産財団の維持・増殖の要請を受ける立場上、破産者との合意により負っていた実体法上の義務の内容が変容した義務を破産管財人は負うと解するべきである。たとえば、担保価値維持義務についていえば、破産管財人は「担保権設定者たる破産者が担保権者に対して負担していた義務を単純に承継するものではなく、必ずしもこれと同一の義務を負担するものではない」²⁴⁾ ののであって、「質権の設定された敷金返還請求権という資産を、破

21) 村田典子「民事再生法上の公平誠実義務と会社役員義務への影響」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務、2014年）635頁。

22) 破産管財人の法的地位の性質については、斎藤秀夫ほか編『注解破産法〔第3版〕下』（青林書院、1999年）281頁以下〔安藤一郎〕、伊藤真『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）199頁以下。

23) 谷口・前掲注5）最高裁調査官解説1372頁、中井・前掲注4）37頁、41頁も参照されたい。

24) 深山雅也「破産管財人の重疊的義務の再認識」NBL851号（2007年）62頁。

産手続の趣旨に従って適切に管理処分すべき職責を有する者と位置づけられるべきであり、破産管財人が質権者に対して負う義務は、質権設定者（破産者）が負っていた義務とは異なり、破産手続を前提として保護されるべき質権者の権利が適切に実現されるように、敷金返還請求権に関連する関係者間の利害調整や敷金返還請求権の管理処分を行うべき義務であるというべきである」²⁵⁾。

この点、最判平成 18 年は、「正当な理由」がある場合には担保価値維持義務違反にならないとの考え方を示している。あえて「正当な理由」という概念を持ち出した上で「正当な理由があるか否かは、破産債権者のために破産財団の減少を防ぐという破産管財人の職務上の義務と質権設定者が質権者に対して負う義務との関係をどのように解するかによって結論の異なり得る問題」であると述べ、同判決の最高裁調査官解説²⁶⁾も『「正当な理由」の判断においては、破産宣告前に破産者が負っていた担保価値維持義務と同一に解する必然性はなく、当然に、破産手続が開始されたことを考慮すべきものと考えられ、本判決もこれを前提としている。」と述べている。これは、破産管財人は質権設定者として平時に破産者が負っていた義務そのものを承継するのではなく、「第 1 次的」には「破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務を負う」立場にあることから、かかる義務と従前の担保価値維持義務とを調整した結果、その内容が変容した担保価値維持義務を承継するのであり、変容した義務を尽くしていれば義務違反とならない、換言すれば、前者の義務を優先すべき事情（即ち、「正当な理由」）があれば担保価値の消滅・変更が許容される場合があり得ることを示していると解することができるのではなかろうか。林道晴判事は、最判平成 18 年について「破産管財人が破産者の質権者に対する義務を当然に承継するという説示には、疑問を抱かざるを得ない」と述べつつも、最判平成 18 年の「正当な理由」については、担保価値維持義務違反の「基本は、破産者（質権設定者）の義務と同様であるが、破産者の義務と違って、破産法上の要請に反しない合理的な理由があれば消滅・変更が許されると解する

25) 上野保「破産管財人の義務についての考察」NBL851 号（2007 年）22 頁。

26) 谷口・前掲注 5) 最高裁調査官解説 1372 頁。

余地が出てくるし、才口補足意見で『第1次的な義務』と指摘されている『破産債権者のために破産財団を適切に維持・増殖すべき義務』との必要な調整が可能となる。本判決も『正当な理由』の運用によって同様な運用を行うことを考えていると思われる」と述べられており²⁷⁾、「正当な理由」の意義の捉え方は共通しているように思われる。

以上のことから、破産管財人は実体法上の義務を破産者より承継するものの、それは破産手続開始前に破産者が負っていた義務が破産法的変容を受けたものであり、平時では義務違反と評価されるものであっても、破産財団の維持・増殖すべき義務が優先する事情（「正当な理由」と評価できる事情）があれば、義務違反とは評価されないと考えられる。

4. 個人情報管理義務についての検討

(1) 個人情報管理義務の承継について

上記3(1)で述べたとおり、最判平成18年は、破産管財人は原則として破産者が負担していた実体法上の義務を承継するのであり、法律上根拠づけられる特別の事情がない限り、実体法上の義務の承継は否定されないと考えていると解される。

この点、担保価値維持義務と同様に、個人情報管理義務も私人間の担保権設定の合意により生じる実体法上の義務である以上、最判平成18年をベースとする限り、破産管財人は破産者が負っていた個人情報管理義務を承継すると考えざるを得ないと思われる。確かに破産管財人は破産者と異なり自己の職務のために個人情報を利用する立場にはないのであるから、義務の承継を否定すべき特別の事情があるといえなくもない。しかし、それが法律上根拠づけられるものとまでいえるか疑問であるし、個人情報を管理する義務は現に個人情報を保有しているという立場と密接に関係しているところ、少なくとも破産管財人

27) 林・前掲注9) 論文11頁。

はかかる立場にはある以上、義務が承継されないという考えは採用し難いように思われる。

(2) 承継した個人情報管理義務について

上記(1)のとおり破産管財人は個人情報管理義務を承継するとしても、その義務は破産法的変容を受けたものであると考えられるところ、変容した個人情報管理義務の具体的内容をどのように解するべきか。個人情報管理の場面では、破産財団の負担において個人情報提供者との合意に従った個人情報管理を行うべき要請と、破産財団の維持・増殖すべき義務との調整が問題となる。

この点、破産管財人は、個人情報管理義務者たる破産者の一般承継人であるものの、既に述べたとおり、破産者と異なり自らの職務の遂行のために個人情報を利用する立場にあるわけではなく、破産財団に属する現有財産に個人情報が保管されているがゆえに管理せざるを得ないという立場にあるに過ぎない。つまり、個人情報の管理は、別除権の目的たる担保物の管理と異なり、破産管財人の本来的な職務ではなく、付随的な職務に過ぎない。その意味では、個人情報提供者は後述(3)アのとおり破産手続について利害関係を有する者であると考えられるとしても、破産債権者や別除権者に比して、自己の利害が破産手続に密接に関係しているとまではいいがたく、破産手続における重要度（要保護性）は高いとまではいえない。

その一方で、平時は、破産者は自らプライバシーポリシー等を策定して個人情報を取得しており、プライバシーポリシー等に従った個人情報の管理が可能かつ容易に（少なくとも困難を伴わないで）行える体制が整えられているものの、破産手続開始後においては、個人情報の保管されたサーバやパソコンを管理する能力を有する技術者は離散し、サーバ自体も稼働を停止している可能性すらあり、もはやプライバシーポリシー等に従った管理を容易に行える状況ではなく、仮に行うとすれば技術者を臨時に雇用したり、サーバを再稼働させた上で個人情報の検索、抽出、削除等を行うなど、多額の費用を要する業務が発生するのが通常である。そして、このような費用を破産財団が負担した場合、これ

は財団債権となり（破産法 148 条 1 項 4 号）、その分破産配当が減少することになり、破産手続における主要な利害関係人である破産債権者の犠牲のもとに、個人情報提供者の保護を図ることになる。

このように、個人情報及び個人情報提供者は破産手続における重要度（要保護性）が高いとはいえない一方で、その保護に破産債権者の犠牲を強いられることが一般的であることからすれば、個人情報管理義務は、破産財団を維持・増殖すべき義務との関係では相対的に劣後する（原則として破産財団の維持・増殖すべき義務を優先する事情がある）と考えざるを得ない。

そうであるとすれば、変容した個人情報管理義務の内容は、原則として優先すべき破産債権者の利益を後退させてまで個人情報提供者の保護を図るべき事情が必要となることを踏まえて画すべきである。

そこで、個人情報管理義務の内容は、①個人情報提供者に損害が生じる蓋然性の高さ、個人情報提供者が被る損害の大きさ²⁸⁾といった個人情報提供者保護の必要性に関する事情と、②破産財団の状況や個人情報管理のためにとりうる措置の有効性等を相関的に考慮し、必要かつ相当と認められる措置を講じる義務と考えるべきである。たとえば、その管理が問題となっている個人情報²⁸⁾が重大な二次被害（迷惑メールの受信や ID・パスワード・クレジットカード情報の不正利用などの被害）を生じさせる性質のものであるなど個人情報提供者保護の必要性が高い場合には、破産財団に相応の費用負担を強いても個人情報を管理するための措置を講じる義務があると考えられるが、その費用負担が過度である場合や、個人情報管理のためにとりうる有効な措置がない場合には、破産財団に不相応な負担をかけない範囲で可能な措置を講じれば足りると考えられる。問題となっている個人情報が二次被害を招来しない性質のものであるなど個人情報提供者保護の必要性が高くない場合で、個人情報管理のための措置にコストがかかり破産財団に負担が生じるような場合には、特に何らかの措置を講じ

28) たとえば、思想信条、身体的特徴等のいわゆるセンシティブ情報や、クレジットカード・年収・保有資産の内容などの重要な経済的情報、迷惑メールなどの二次被害が生じる損害などが挙げられよう。

る義務は生じないが、破産財団や管財業務の遂行に負担をかけずに個人情報管理のための有効な措置を講じることができるよう場合には、当該措置を講じべき義務を負うと考えられる。もっとも、一般的に、個人情報を自らのビジネスに活用しているような事業者は二次被害を生ぜしめるような個人情報を取得していることが多く（たとえば、通販事業者は、少なくとも、顧客の氏名、販売物品の配送先となる顧客の住所、販売物品の発送等を知らせるための顧客のメールアドレス等の情報は取得していると考えられる）、かつ、その個人情報を一括して管理している（情報の種類や重要度に応じた分別管理はしていない）ことが多いと思われ、実務上は、個人情報提供者保護の必要性が高くない場面というのは少ないように思われる。

(3) 破産管財人の善管注意義務について

次に、仮に、破産管財人が上記の個人情報管理義務を尽くしておらず、同義務違反となる場合、直ちに破産管財人は善管注意義務違反の責任も負うのであろうかという点について検討する。

ア そもそも破産管財人は個人情報提供者に対して善管注意義務を負うのかこの点、最判平成 18 年は、特段の検討を加えることなく別除権者との関係でも破産管財人は善管注意義務を負うことを前提に判断を行っているように思われる。

そのため、個人情報提供者との関係で善管注意義務を負うのかを検討する手掛かりがない。

そこで、個人情報提供者との関係で善管注意義務を負うのかについては最判平成 18 年を離れて検討せざるを得ないが、この点については、破産法 85 条 1 項は善管注意義務自体について定め、2 項は破産管財人がこれに違反した場合には、「利害関係人」に対して損害賠償債務を負うと定めていることから、個人情報提供者が「利害関係人」に含まれるかが問題となる。

この点、「利害関係人」の範囲については、破産管財人の善管注意義務の根

拠と相手方をどのように考えるかという論点との関係で様々な考え方がありうるところであり、善管注意義務の相手方は、破産債権者等破産手続の受益者に限定すべきであり、別除権者を除くべきとして、「利害関係人」を限定的に解する見解もある²⁹⁾。

しかしながら、破産管財人の善管注意義務の出発点は、受任者の善管注意義務（民法 644 条）であり、その本質は委任者と受任者との間の特別な信任関係に基づくと考えられるところ³⁰⁾、別除権や取戻権の目的物は少なくとも破産管財人の管理下にある現有財団に属しているという意味では破産財団に属する財産といえ、個別の権利行使が可能であるとはいっても、その権利の実現は破産管財人の適正な判断と行動に依存しているという意味で上記の信任関係に近い関係が生じている³¹⁾。したがって、破産財団について管理処分権が与えられ（破産法 78 条 1 項）、これを管理する破産管財人はこれらの別除権者や取戻権者の権利が不当に侵害されることのないよう配慮する必要があると考えられるのであり、善管注意義務の生じる根拠があり、「利害関係人」については、限定的に解するべきではないと考える。最判平成 18 年判決も、「破産管財人は、職務を執行するに当たり、……善良な管理者の注意をもって、破産財団をめぐる利害関係を調整しながら適切に配当の基礎となる破産財団を形成すべき義務」（下線筆者）と述べており、このような考え方を採用していると推測される³²⁾。

では、個人情報提供者はどうか。この点、個人情報それ自体は個人情報提供者の人格的利益や経済的利益に関するものであり、取戻権や別除権の対象となる現有財団に属する財産そのものではない。しかしながら、個人情報は、破産管財人の管理下にある現有財団に属する個々の物品、具体的にはサーバ、パソコンその他の記録媒体に記録されており、個人情報提供者が個々に独力でこれ

29) 山本和彦「判例研究」金融法務事情 1812 号（2007 年）55 頁、岡正晶「担保権者に対する善管注意義務？」NBL851 号（2007 年）24 頁ほか。

30) 伊藤眞「破産管財人等の職務と地位」事業再生と債権管理 119 号（2008 年）4 頁。

31) 伊藤・前掲注 29) 論文 5 頁。

32) 伊藤・前掲注 29) 論文 5 頁。

を削除したり、取り戻すことができないという特殊性を有するのであり、個人情報管理義務に対応する権利の実現は破産管財人に依存せざるを得ないことからすれば、ここに信任関係に近い関係が生じると考えられる。

したがって、個人情報提供者は「利害関係人」にはあたりうると考えられる³³⁾。

イ いかなる場合に善管注意義務違反となるか

このように、個人情報提供者との関係において破産管財人が善管注意義務を負うと考えるとして、破産管財人が個人情報管理義務に違反した場合には、直ちに善管注意義務違反に問われるのであろうか。

この点、個人情報管理義務違反と善管注意義務違反との関係も、上記2(5)の担保価値維持義務と善管注意義務の関係とパラレルに考えることができよう。

即ち、個人情報管理義務違反は、合意の相手方である個人情報提供者との関係で、破産者から承継した、破産法的変容を受けた個人情報管理義務に違反しているか否かという問題であり、善管注意義務違反は、破産管財人がその職務を遂行する際に、破産者から承継した変容した個人情報管理義務の具体的内容についての判断とその判断に基づく同義務の履行について、破産管財人に任されていた裁量を逸脱したか否かという問題であると考えられる。

そして、個人情報管理義務については、その具体的内容や履行については、いまだ議論が進んでいない分野であり、確たる学説や判例が存在しない以上、破産管財人の裁量に委ねられるところが大きいといわざるを得ず、現在の実務上、善管注意義務違反と認められる場面は相当限られることになるう。

33) 考え方としては、個人情報提供者は「利害関係人」に含まれると考える必要はなく、多くの破産手続外の者と位置づけ、破産管財人による個人情報の管理不備により個人情報提供者に損害が生じた場合には、破産管財人の個人情報提供者に対する一般的な不法行為の問題として処理すれば足りるとの考え方もあり得よう。しかしながら、変容はするものの、個人情報管理義務は破産管財人に承継され、かつ、個人情報の管理が破産管財人の職務遂行に依存する関係にある以上、個人情報提供者を破産手続について全く法律上の利害関係がない者と位置づけることは妥当でないように思われる。

たとえば、その管理が問題となっている個人情報に重大な二次被害を生じさせる性質のものであるなど個人情報提供者を保護する必要性が高い場合には、破産財団に相応の費用負担を強いても個人情報を管理するための措置を講じる義務があると考えられるが、個別の事案において破産管財人が破産財団の維持・増殖を考慮して措置を講じるべきではないと判断し、あえて措置を講じなかったような場合には、個人情報管理義務には違反するものの、この問題について確たる学説や判例が存在しない現状に照らせば、その判断と特に措置を講じなかったという不作為が破産管財人の裁量を逸脱したとまではいえず、善管注意義務違反とはならないと考えざるを得ないであろう。とはいえ、このような現状に甘んじてはならず、個人情報管理義務の具体的内容や履行について今後議論を深め、破産管財人の裁量を適切な範囲に画する必要があると考える。

一方、上記の措置を講じるべきか否かの検討すらしなかったという場合には、それは破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意さえ尽くしていなかったといえ、善管注意義務違反になりうると考えられる。

5. 実務上個人情報管理義務が問題となり得る場面

以上のとおり、破産管財人は、破産者から、その内容が変容した個人情報管理義務を承継し、自らその具体的な義務の内容を判断して、その判断に従って必要かつ相当と認められる措置を講じることが求められるのであり、これを怠った場合には個人情報管理義務違反となる。もっとも、個人情報管理義務に違反したからといって直ちに善管注意義務違反となるものではなく、前記の判断や判断に従って講じた措置が破産管財人の裁量を逸脱したといえる場合にはじめて善管注意義務違反となる。

それでは、実務上、具体的にどのような場面において個人情報管理義務、善管注意義務の問題が生じるのか、以下、わずかではあるがいくつかの場면을例示して検討してみたい。

(1) 開始決定直後の現場保全の場面

上記4(2)のとおり、個人情報管理義務の内容を、①個人情報提供者に損害が生じる蓋然性の高さ、個人情報提供者が被る損害の大きさといった個人情報提供者保護の必要性に関する事情と、②破産財団の状況や個人情報管理のためにとりうる措置の有効性等を相関的に考慮し、必要かつ相当と認められる措置を講じる義務であると解した場合、その必要性や相当性を判断する前提として、少なくとも、破産者においてどのような種類の個人情報が、どの程度の分量で、どのような記録媒体に記録され、どのように保管されているのかを把握する作業を行う必要がある。

そのため、破産管財人としては、少なくとも、破産者が顧客等から個人情報を取得する際に用いた紙媒体やウェブサイト上のフォームの内容を確認したり、情報管理担当者からヒアリングを行ったり、プライバシーポリシーや情報管理関連規程の存否とその内容を確認するなどして、破産者の保有する個人情報の存否、個人情報の種類、分量、媒体、保管状況（紙媒体であれば施錠されたキャビネット等に保管されているか、電子データであればサーバやハードディスクへのアクセス制限が課されているかなど）を可能な範囲で調査する義務は負うと考えられる。このような作業自体に特別のコストがかかることは通常想定されず、破産財団の状況を考慮しても特に不都合は生じないであろう。

そして、上記の調査の結果、個人情報の存在が確認され、特に施錠やアクセス制限がされないまま保管されていることが判明した場合には、従業員等による個人情報の持ち出しを防ぐべく、紙媒体については直ちにキャビネットや事業所自体の施錠を行い、電子データについてはサーバへのアクセス制限、ネットワークからの遮断、これらが技術的に難しければサーバ自体の稼働を停止して従業員等が外部からもアクセスできないようにして、いわば個人情報の保全を行うべきであり、これは個人情報管理義務の履行として破産管財人に求められるものと考えられる。

もっとも、たとえば、個人情報が保管されている事業所が全国に散らばっており、各事業所において紙媒体で個人情報が保管されている場合や、外部から

のアクセス遮断のための技術的措置を講じることに多大なコストがかかる場合のように、個人情報の保全のために破産財団に相当の負担が生じるような場合には、その負担と破産財団の状況を考慮の上、事案ごとの個別対応が必要となろう³⁴⁾。

開始決定直後の現場保全対応の場面では、破産管財人は以上のような個人情報管理義務を負うと考えられ、かかる義務を怠った場合には個人情報管理義務違反となる。

もっとも、上記4(3)イで述べたように、破産財団の維持・増殖を考慮してあえて個人情報管理のための措置を講じるべきではないと判断したのであれば、善管注意義務違反と評価される可能性は低いと考えられる。

とはいえ、少なくとも個人情報について上記の調査を行い、その流出を防ぐための措置を検討することまでは、個人情報管理義務の具体的内容の判断、その判断に従った履行の前提として破産管財人に最低限求められているといえ、それすら行っていなかった場合には、破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意を尽くしていたとはいいがたく、破産管財人に委ねられた裁量を逸脱するとして、善管注意義務違反となりうると考えられる。

(2) 換価業務遂行の場面

破産管財人が、破産財団に属する個人情報の保存された情報関連機器を売却するなどの処分を行う場合や、他社からリースしていた同機器を返還する場合において、機器内に個人情報がそのまま残存していた場合には、処分・返還先において個人情報が漏洩するリスクがある。

そのため、破産管財人は、情報関連機器の処分・返還に先立って、破産者の元従業員に協力してもらったり、外部の業者に依頼するなどして、情報関連機

34) 特に重要な個人情報（即ち、流出すれば個人情報提供者に重大な損害が生じかねない、いわゆるセンシティブ情報やクレジットカード情報など）とそうでない個人情報が分別管理されている場合であれば前者についてのみ必要な管理措置を施すということも考えられるが、実務上、そのように分別管理されている場合は稀であろう。

器内に保存されていた個人情報のデータを復元できないように消去する義務を負うと考えられる。

もっとも、元従業員の協力が得られない場合や、情報関連機器の性質上データの削除に多大なコストがかかるような場合には、個人情報管理のための措置を講じる必要性や破産財団の状況、とりうる措置の有効性等を考慮して、個別の対応が必要となる。

たとえば、情報関連機器に保存されている個人情報が二次被害を招来するおそれがないなど、重要度の低いものである場合には、処分・返還先において情報関連機器に保存されたデータを全て消去した上で使用・処分することを書面で誓約させ、データを消去した際にはその旨の証明書を交付させるなどして、破産財団に負担がかからない形でできるだけ個人情報流出のリスクを低減すれば、個人情報管理義務の履行としては十分であると考えられる。

一方、情報関連機器に保存された個人情報が二次被害を招来するおそれが高く、その被害も重大な場合には、破産財団を過度に減少させるような特別な事情がある場合を除いて、破産財団から相応の費用を支出してでも情報関連機器内のデータを削除した上で、処分・返還先に引き渡すべきであり、個人情報管理義務の履行としてそこまで求められると考えられる。具体的な方法としては、たとえば、情報関連機器を売却するような場合には、代金を前払いとし、その代金の一部をデータ消去のための費用に充ててデータを消去した後に、情報関連機器を売却先に引き渡すことが考えられる。もっとも、売却ではなく、リース業者に返還したり、自ら廃棄する場合のように、このような方法をとることができず、また、破産財団も僅少であるような場合には、上記のように処分・返還先においてデータを消去することを書面で誓約させ、消去後にその旨の証明書を交付させるという対応にとどまらざるを得ず、これにより個人情報管理義務は尽くされたと考えるべきであろう。

換価業務遂行の場面では、破産管財人は以上のような個人情報管理義務を負うと考えられ、かかる義務を怠った場合には個人情報管理義務違反となると考えられる。

もっとも、たとえば、情報関連機器に保存された個人情報に二次被害を招来するおそれが高く、その被害も重大な場合には、原則として破産財団の負担において情報関連機器内のデータを削除する義務を負うと考えられるところ、破産財団の維持・増殖を考慮してあえて処分・返還先においてデータを消去することを書面で誓約させ、事後に消去した旨の証明書を交付させるにとどめたのであれば、この問題について確たる学説や判例がない現状においては破産管財人の裁量を逸脱するとはいえないとして、善管注意義務違反と評価される可能性は低いと考えられる。

とはいえ、いくら破産管財人に広範な裁量が認められるとしても、上記のような誓約や証明書の交付をさせることは特に破産財団に負担を生ぜしめるものではなく、容易に講じることができる措置である以上、少なくともかかる措置を講じる（講じるよう処分・返還先と交渉する）ことまでは、仮に破産財団が僅少であるなどの制約があったにせよ、破産管財人に最低限求められているといえ、それすら行っていなかった場合には、破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意を尽くしていたとはいいがたく、破産管財人に委ねられた裁量を逸脱するとして、善管注意義務違反になりうると考えられる。

(3) 個人情報の漏洩が判明した場合の対応

破産手続開始決定後に、従業員等による個人情報の持ち出しなどにより個人情報が漏洩したことが判明した場合、破産管財人は、個人情報管理義務の履行としてどの程度の対応まで求められるのか。

この点、一旦個人情報が流出してしまった場合には、その回収は極めて困難であり、仮に回収を試みるとしても多大な費用と時間を要することになり、破産財団へ過度の負担が生じるとともに、管財業務の遅滞が生じるおそれがあり、かつ、その回収の試みが奏効しない可能性も高い³⁵⁾。そして、このような流出した個人情報の回収の困難性は持ち出された個人情報の重要度（流出した個人情報が二次被害を招来するか、その被害が重大か）によって左右されるものでもない。

とすれば、破産管財人の個人情報管理義務の履行として求められる必要かつ相当な対応としては、流出した個人情報の回収を徒に試みるのではなく、流出した個人情報の重要度にかかわらず、個人情報を流出させた行為者に対して、個人情報の返還及び行為者が流出させた個人情報の回収を求めるとともに捜査機関に被害を申告して対応を求める一方、個人情報提供者との関係では、個人情報流出したことを告知して、二次被害の予防のための措置を講じるよう呼びかける（たとえば、クレジットカード情報が漏洩したような場合にはカードの再発行を、ID やパスワードが漏洩した場合にはその変更を呼びかける）ほかないであろう。

このような措置は、いずれも破産財団に過度の負担が生じさせるものとは考えられず、破産管財人の個人情報管理義務の履行として少なくとも講じておくべき措置と考えられる。

また、善管注意義務との関係でも、破産財団の維持・増殖の観点からあえて上記の措置を講じなかったという対応に合理的な理由は見出せず、上記の措置を講じなかったことが破産管財人の裁量の範囲内であるとは考えがたい以上、善管注意義務違反と評価される可能性が高いと考えられる。

6. 結語

本稿は、最判平成 18 年を手掛かりに、破産者が負っていた個人情報管理義

-
- 35) 個人情報の回収のための作業としては、個人情報の記録媒体の譲渡先及びさらなる転売先の特定を経て、受領した個人情報の返還と譲渡先及び転売先に保存された個人情報の消去を求めることになり、インターネット上に拡散した場合には、拡散先の各ウェブサイトの管理者やプロバイダにその削除を求めることになるが、そもそも譲渡先、転売先、拡散先を網羅的に特定することは現実的に不可能であるし、仮に特定したとしてもその相手方が素直に請求に応じないことも考えられ、その場合には訴訟等により債務名義を得て請求を実現しなければならない。もっとも、仮に債務名義を得たとしても、債務名義を得るまでにさらに個人情報が拡散している可能性があり、流出した個人情報が遺漏なく全て回収できるとは限らず、多大な費用と時間を投じて流出した個人情報の回収に成功する可能性は低いといわざるを得ない。

務の破産管財人による承継と承継した義務の内容、個人情報管理義務と善管注意義務との関係について試論を展開したものである。

簡潔に試論をまとめると、破産管財人は破産者が個人情報提供者に対して負っていた個人情報管理義務を承継するものの、承継される義務は、破産財団の維持・増殖を図ることが求められる破産管財人の立場ゆえに破産法的変容を受けた義務であり、その個人情報管理義務の内容は、①個人情報提供者に損害が生じる蓋然性の高さ、個人情報提供者が被る損害の大きさといった個人情報保護の必要性に関する事情と、②破産財団の状況や個人情報管理のためにとりうる措置の有効性等を相関的に考慮し、必要かつ相当と認められる措置を講じる義務であると考えられる。

そして、個人情報管理義務と善管注意義務との関係については、両者は別個の義務で、後者は「破産管財人としての地位において一般的に要求される平均的な注意」を尽くすべき職務上の義務であり、破産管財人がその職務を遂行する際に、破産者から承継した個人情報管理義務の具体的内容の判断とその判断に基づく履行について、破産管財人に任されていた裁量を逸脱した場合には、善管注意義務違反となるのである。

本稿の考え方によれば、破産管財人による破産者が保有する個人情報の管理について十分な議論がなされているとはいえない現状においては、個人情報の管理について破産管財人に相当広範な裁量が認められ、善管注意義務違反の責を負う場合は相当限定されることになるが、そのような現状に甘んじて破産管財人の個人情報保護に対する意識が弛緩してはならないと考える。

破産管財業務の遂行に際して、破産財団の状況等を踏まえた上で、適切に個人情報の管理がなされ、個人情報の保護が図られるようにするためには、破産管財人の広範な裁量が適切な範囲に画される必要があるのであり、そのためには、破産管財人による個人情報の管理についての議論が深化していく必要があると考える。

〔付記〕

拙稿執筆後、ある研究会において拙稿のテーマにつき発表させて頂く機会に恵まれたが、同研究会において、諸先生方から以下の各論点についての検討が必要ではないかとの、非常に貴重かつ有益なご指摘を賜った。

- ①個人情報保護法に基づき、平時において事業者が負う義務と、破産状態のような非常時において破産管財人が負う義務の分析・比較
- ②破産管財人が破産者の実体法上の義務を承継すると解することの当否、及び、承継するとした場合の理論的根拠についての検討
- ③個人情報管理義務に対応する個人情報提供者の請求権が真に破産債権（破産配当を受ける権利）に該当しないといえるのかの検討
- ④個人情報管理義務と、産業廃棄物処理業者の破産において破産管財人が環境等の保護に関して負う義務との比較

この場を借りて、以上のような貴重かつ有益なご指摘を賜ったことに感謝を申し上げます。

小職の未熟さ故に、刊行までにご指摘を本稿に反映できなかったことは慚愧に堪えないが、上記の各論点については、ご指摘を糧として今後も検討を進めて参りたい。

最語に、本稿の執筆に際しては中島弘雅教授のご指導を賜った。ここに改めて感謝を申し上げたい。